

2013年11月7日

各 位

株式会社阪急阪神ホテルズ

### メニュー表示の適正化に関する第三者委員会の設置について

この度、弊社が運営するホテルおよび店舗においてメニュー表示と異なる食材を使用していたことにつきまして、ご利用いただいたお客様をはじめ関係各位に、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

今般、再発防止・信頼回復のために、弊社と利害関係を有しない外部の識者から構成される第三者委員会を本日付で設置し、メニュー表示の適正化に関する取り組みを進めてまいります。詳細は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 第三者委員会メンバー

委員長 こばやし たかし 小林 敬（弁護士 大野敢法律事務所、元 大阪地方検察庁検事正）

委員 み き ひ で お 三木秀夫（弁護士 三木秀夫法律事務所）

委員 もりさわ たけお 森澤武雄（弁護士 森澤武雄法律事務所）

#### 2. 選任理由

氏 名	選任理由
小林 敬	長年にわたる検事としての経験に基づき、事実調査・原因の究明をはじめ、メニュー表示の適正化に向けた取り組みを進めるために有益なご意見を得られると判断したため
三木秀夫	大阪弁護士会の副会長として消費者保護委員会を担当されるなど、弁護士としての消費者問題に関する豊富な経験に基づき、メニュー表示の適正化に向けた取り組みを進めるために有益なご意見を得られると判断したため
森澤武雄	甲南大学法科大学院教授を務めるなど、弁護士としての豊富な経験と法曹教育に携わる教育者としての経験に基づき、メニュー表示の適正化に向けた取り組みを進めるために有益なご意見を得られると判断したため

### 3. 実施事項

#### (1) メニュー表示に関する事実調査

調査対象とする事業

当社直営の17ホテル及びレストラン事業部

調査対象とする事実

の事業において、メニュー及びメニュー表示の決定方法、食材との整合性、表示の適正性等を始めとするメニュー表示に関する事実

なお、上記 及び について、第三者委員会が必要と認めた場合は、その範囲を変更することができる。

#### (2) 原因の究明

#### (3) 再発防止策の策定及び提言

### 4. 期 間

2013年11月7日から約2ヶ月間

但し、上記期間内に調査を完了できない場合は、合理的な調査期間を再設定する。

### 5. 今後の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。

また、第三者委員会から当社に対して、調査結果等に関する報告がなされた場合には、速やかにご報告いたします。

なお、調査結果等につきましては、第三者委員会からもご報告されると聞いております。

以 上

本件に関する報道各位からのお問合せは、

株式会社阪急阪神ホテルズ 総務人事部(広報)までお願いいたします。

電話番号 06-6377-5822(直通)

06-6372-8724(直通)

第三者委員会メンバー略歴

氏名 こばやし たかし  
小林 敬

(昭和26年3月23日生)

略歴 昭和51年 4月 検事任官  
平成22年 1月 大阪地方検察庁検事正  
平成22年10月 退官  
平成23年 2月 弁護士登録

氏名 み き ひ で お  
三木秀夫

(昭和30年6月18日生)

略歴 昭和59年 4月 弁護士登録  
平成 3年 9月 三木秀夫法律事務所開設  
平成 5年 4月 大阪弁護士会 消費者保護委員会 副委員長  
平成 6年 4月 近畿弁護士会連合会 消費者保護委員会 副委員長  
平成12年 4月 NPO法人消費者ネット関西 常務理事(現任)  
平成17年 4月 適格消費者団体 消費者支援機構関西 監事  
平成22年 4月 大阪弁護士会副会長(消費者保護委員会等担当)

氏名 もりさわ たけお  
森澤武雄

(昭和36年8月27日生)

略歴 平成 元年 4月 弁護士登録  
平成 7年 4月 森澤武雄法律事務所開設  
平成16年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師  
平成21年 4月 神戸大学法科大学院教授  
平成24年 4月 甲南大学法科大学院教授(現任)